

建設業法に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり許可を取り消した。

平成30年4月27日

山梨県知事 後藤 斎

1 建設業の許可の一部を取り消したもの(廃業届の提出によるもの)

商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	建設業の種類		取消年月日
				一般	建	
(有)K.C金丸工務店	金丸 明子	南アルプス市西南湖4306	山梨県知事許可(般-28)第3416号	特定	-	平成30年3月26日